

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) (旧) 国際私法	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	北坂 尚洋

授業目的	<p>人々の国際的な移動が頻繁になり、また、インターネットが急速に普及するにつれて、家族関係や財産関係も急速に国際化し、それに伴って、さまざまな国際的な法律問題が生じています。このうち、この講義は、国際的な法律関係に適用される法は何かという問題を解決する法分野である「国際私法」と国際的な民事裁判での手続問題に関する法分野である「国際民事手続法」を中心に説明するものです。</p> <p>講義では、まず、国際家族法・国際財産法の順に、国際私法のポイントを説明します。授業計画では、国際私法の総論上の問題（本国法の決定、反致や公序など）を独立した項目としては挙げていませんが、これらについては、関連する項目に付随させて説明したいと思っています。その後、国際民事手続法について概説します。国際民事手続法についての説明では、特に、国際裁判管轄権と外国裁判の承認について取り上げます。最後に、国際私法や国際民事手続法に関する範囲で、国籍法についても説明します。</p>
------	--

達成目標	この授業では、国際私法や国際民事手続法のアウトラインをつかんでもらいたいと思っています。基礎知識・基礎理論を理解し、それを論理的に説明することができるようになることを到達目標にします。
------	--

	回数	各回タイトル	授業内容、予習基本事項
	授業計画と予習事項	1	はじめに／婚姻の成立の準拠法 1
	2	婚姻の成立の準拠法 2	婚姻の実質的成立要件の準拠法（法の適用に関する通則法 24 条 1 項）と関連させて、重国籍者の本国法の決定等（同法 38 条、40 条）や反致条項（同法 41 条）について説明します。その後、婚姻の方式の準拠法（同法 24 条 2、3 項）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（同法 38、40～42 条）についても説明します。教科書 172～177、45～53 頁。
	3	婚姻の効力の準拠法	同居義務を例に、婚姻の効力の準拠法（法の適用に関する通則法 25 条）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法 38～42 条）についても説明します。また、氏の準拠法についても説明します。教科書 181～188、37～68、231～233 頁。
	4	離婚の準拠法	離婚の方法や親権者指定の方法を例に、離婚の準拠法（法の適用に関する通則法 27、31 条）と親子間の法律関係の準拠法（同法 32 条）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（同法 38～42 条）についても説明します。教科書 189～192、215～218、37～68 頁。
	5	親子関係に関する準拠法	実親子関係の成立の準拠法（法の適用に関する通則法 28～30 条）、養親子関係の成立の準拠法（同法 31 条）、親子間の法律関係の準拠法（同法 32 条）、その他の親族関係等の準拠法（同法 33 条）、親族関係についての法律行為の方式の準拠法（同法 34 条）、扶養義務の準拠法（扶養義務の準拠法に関する法律）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法 38～43 条）についても説明します。教科書 197～228、37～68 頁。
	6	相続の準拠法	相続の準拠法（法の適用に関する通則法 36、37 条、遺言の方式の準拠法に関する法律）について説明するとともに、それに関する総論上の問題（法の適用に関する通則法 38、40～43 条）についても説明します。教科書 235～246、37～71 頁。
	7	行為能力の準拠法	行為能力の準拠法（法の適用に関する通則法 4 条）について説明します。教科書 78～81 頁。
	8	契約の準拠法 1	契約の準拠法一般（法の適用に関する通則法 7～10 条）について説明します。教科書 92～103 頁。
	9	契約の準拠法 2	消費者契約や労働契約の準拠法（法の適用に関する通則法 11、12 条）について説明します。教科書 104～112 頁。
	10	不法行為の準拠法 1	不法行為の準拠法に関する問題のうち、不法行為一般、生産物責任、名誉毀損の準拠法（法の適用に関する通則法 17～19 条）について説明します。教科書 108～130 頁。

	11	不法行為の準拠法 2	不法行為の準拠法に関する問題のうち、明らかにより密接な関係がある地がある場合の例外（法の適用に関する通則法 20 条）、当事者による準拠法の変更（同法 21 条）、不法行為についての公序による制限（同法 22 条）等について説明します。教科書 131～137 頁。
	12	国際裁判管轄権 1	財産関係事件の国際裁判管轄権について説明します。教科書 249～275 頁。
	13	国際裁判管轄権 2	離婚事件の国際裁判管轄権を中心に、家事事件の国際裁判管轄権について説明します。教科書 311～331 頁。
	14	外国裁判の承認 1	財産関係事件に関する外国裁判の承認（民事訴訟法 118 条）について説明します。教科書 295～310 頁。
	15	外国裁判の承認 2 / 国籍法	家事事件に関する外国裁判の承認について説明します。また、国籍法についても概説します。教科書 311～331、41 頁。
授業方法・ 予習上の留意点 (各回指示以外) 自習事項	<p>毎回の講義では、レジュメを配布して基礎的な内容を解説し、それをもとに問題演習を行います。受講生と質疑応答しながら講義を双方向で進めていきます。講義には上記教科書該当頁を読んでのぞんでください（授業の進み具合によって、取り上げる順序や内容を変更することがあります）。</p> <p>なお、授業時間数が限られているため、国際私法・国際民事手続法の全範囲を取り上げることはできません。この授業で取り上げることができなかった項目については各自で補うようにしてください。</p>		
評価方法と評価基準 (期末試験、レポート、ディベート等)	<p>平常点（30 点）と学期末試験の点数（70 点）によって評価します。</p> <p>平常点は、授業での発言内容を基準に判断します。学期末試験の点数は、理解度と論理的思考能力を基準に判断します。</p>		
テキスト 独自教材	松岡博編『国際関係私法入門 [第 2 版]』（有斐閣・2009 年）を教科書として使用します。		
参考書	<p>参考文献としては、次の文献を参照してください。櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選（新法対応補正版）』（有斐閣・2007 年）、小出邦夫『逐条解説・法の適用に関する通則法』（商事法務・2009 年）、小出邦夫『一問一答 新しい国際私法 法の適用に関する通則法の解説』（商事法務・2006 年）、神前禎『解説 法の適用に関する通則法 新しい国際私法』（弘文堂・2006 年）</p>		